

## 【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年12月15日

【発行者名】 ブラックロック・グローバル・ファンズ  
(BLACKROCK GLOBAL FUNDS)

【代表者の役職氏名】 取締役 ジェフリー・ラドクリフ  
(Geoffrey Radcliffe)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 2453、  
ユージン・リュペール通り 2 - 4 番  
(2-4, rue Eugène Ruppert, L-2453 Luxembourg,  
Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 中野春芽  
同 十枝美紀子

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号  
大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【事務連絡者氏名】 弁護士 中野春芽  
同 十枝美紀子

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号  
大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03 (6775) 1000

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

## 1【提出理由】

ブラックロック・グローバル・ファンズ（BLACKROCK GLOBAL FUNDS）（以下「ファンド」といいます。）のサブ・ファンドであるアジアン・ドラゴン・ファンド（Asian Dragon Fund）およびUSガバメント・モーゲージ・インパクト・ファンド（US Government Mortgage Impact Fund）（以下、個別にまたは総称して「該当ファンド」といい、また他のサブ・ファンドと総称して「サブ・ファンド」ということがあります。）の投資方針、配分方針および投資制限等に関して、以下のとおり変更がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第1項および同条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

## 2【報告内容】

(1) サブ・ファンドの投資方針、配分方針および投資制限等が、以下のとおり変更されました。

(注) 変更箇所には下線を付しています。

### 第一部 ファンド情報

#### 第1 ファンドの状況

##### 2 投資方針

##### (1) 投資方針

<変更前>

(前略)

該当ファンドの投資対象は、以下のとおりである。

( ) アジアン・ドラゴン・ファンド

(中略)

サブ・ファンドは、RQFIIアクセス・ファンドおよびストック・コネクト・ファンドであり、RQFII制度および/またはストック・コネクトを通じて投資することにより、総資産のうち合計で最大20%を中国に直接投資することができる。

なお、アジアン・ドラゴン・ファンドは、以下の投資ルールが適用される。

(中略)

- ・ 「人民元」という用語が使用される場合、オフショア人民元市場（CNH）を通じた投資への言及である（RQFII制度（すなわち、オンショア人民元市場（CNY））を通じて投資が行われた場合を除く。）。

(中略)

金融市場庁（Autorité des marchés financiers）（AMF）

USガバメント・モーゲージ・インパクト・ファンドは、持続可能な投資に関するAMF規則に適合していると分類されている。

#### RQFII投資

現行の中国法の下では、一部の例外を除き、中国国外の特定の法域内に拠点を置く投資者は、人民元適格外国機関投資家（以下「RQFII」という。）としての地位を得るため、中国証券監督管理委員会に対し申請を行うことができる。RQFIIの資格を得た投資者は、中国国家外貨管理局に登録し中国の投資適格株式に対し直接投資をすることができる。ブラックロック・アセット・マネジメント・ノースアジア・リミテッド（以下「BAMNA」という。）は、RQFIIの資格を得ており、RQFIIアクセス・ファンドであるアジアン・ドラゴン・ファンドは、直接中国国内の投資適格株式へのアクセスが可能となり、BAMNAのRQFIIとしての地位を通じてRQFII適格投資に直接投資することができる。ブラックロックのその他の法人が随時RQFIIの資格を得ること

も想定され、その場合、それらの法人もまたRQFIIアクセス・ファンドにRQFII適格投資に直接投資させることができる。

SFCにより認可されたRQFIIアクセス・ファンドについて、運用会社は、RQFIIアクセス・ファンドがRQFII制度を通じて投資する前に、中国における法律顧問の意見書(以下「中国法律意見書」という。)を取得する。運用会社は、中国法に基づき、各RQFIIアクセス・ファンドについて、中国法律意見書に以下の内容が含まれていることを確認する。

- (a) 関連する受託銀行により開設され、RQFII保管銀行により管理される証券取引口座、およびRQFII保管銀行の人民元特別預金口座(以下、それぞれ「RQFII証券取引口座」および「人民元預金口座」という。)は、中国において適用のあるすべての法令に基づき、また中国のすべての所轄官庁による承認を受け、RQFIIとRQFIIアクセス・ファンドの共同名義において開設され、RQFIIアクセス・ファンドのために使用することをその唯一の目的としていること。
- (b) RQFIIアクセス・ファンドのRQFII証券取引口座内の資産は、( ) RQFIIアクセス・ファンドが単独で保有する資産であること、ならびに( ) RQFII (RQFIIの資格保有者)、保管銀行もしくはRQFII保管銀行および中国のその他のブローカーの固有財産、ならびにRQFII (RQFIIの資格保有者)、保管銀行、RQFII保管銀行および中国のその他のブローカーの顧客の財産と分別管理されていること。
- (c) 人民元預金口座内の資産は、( ) RQFII保管銀行のRQFIIアクセス・ファンドに対する無担保債務となること、ならびに( ) RQFII (RQFIIの資格保有者) および中国のその他のブローカーの固有財産、ならびにRQFII (RQFIIの資格保有者) および中国のその他のブローカーの顧客の財産と分別管理されていること。
- (d) ファンドが、RQFIIアクセス・ファンドのRQFII証券取引口座内の資産および人民元預金口座内の預金額に相当する負債について、RQFIIアクセス・ファンドに代わり有効な所有権を有する唯一の法人であること。
- (e) RQFIIまたは中国のブローカーが清算された場合、RQFIIアクセス・ファンドのRQFII証券取引口座および人民元預金口座内の資産は、中国国内における清算においてRQFIIまたは当該ブローカーの清算対象資産とならないこと。
- (f) RQFII保管銀行が清算された場合、( ) RQFIIアクセス・ファンドのRQFII証券取引口座内の資産は、中国国内における清算においてRQFII保管銀行の清算対象資産とならないこと、および( ) RQFIIアクセス・ファンドの人民元預金口座内の資産は、中国国内における清算においてRQFII保管銀行の清算対象資産となり、RQFIIアクセス・ファンドは人民元預金口座内の預金額についてRQFII保管銀行に対する無担保債権者となること。

#### RQFII保管銀行

保管銀行は、合意に基づき決定した特定の市場(中国を含む。)における顧客の投資資産の保管業務を委託する目的(以下「グローバル・カस्टディ・ネットワーク」という。)で、副保管契約によりRQFII保管銀行をその副保管銀行として任命した。

現行のRQFII規則では、RQFIIは複数のRQFII保管銀行を任命することができる。

保管銀行は、UCITSの保管銀行としての義務に基づき、(前記のとおり)顧客(ファンドを含む。)の中国国内の投資資産を保管するためにグローバル・カस्टディ・ネットワークを確立したが、RQFII規則は別途、RQFII制度に係る投資資産の保管および現金の保管、ならびに為替管理規制上の要請への対応のため、中国国内でRQFIIの保管銀行を任命することをすべてのRQFIIに義務付けている。したがって、RQFII規則の要請を満たすため、RQFIIは、RQFII保管銀行との間で別途契約を締結し(以下、「RQFII保管契約」という。)、RQFII制度を通じて取得したRQFIIアクセス・ファンドの資産の中国国内における保管銀行としてRQFII保管銀行を任命する予定である。

(中略)

ストック・コネクト

(中略)

上海・香港ストック・コネクトは、上海・香港ストック・コネクトの下でノースバウンド上海トレーディング・リンクおよびサウスバウンド香港トレーディング・リンクにより構成されている。ノースバウンド上海トレーディング・リンクの下で、香港および海外の投資者(ストック・コネクト・ファンドであるアジア・ドラゴン・ファンドを含む。)は、香港のブローカーおよび香港証券取引所により設立された証券会社を通じ、上海証券取引所に売買注文を送付することにより、上海証券取引所に上場されている投資適格の中国A株の売買を行うことができる。上海・香港ストック・コネクトの下のサウスバウンド香港トレーディング・リンクの下で、中国の投資者は、香港証券取引所に上場されている特定の株式の売買を行うことができる。

上海・香港ストック・コネクトの下で、ストック・コネクト・ファンドは、香港のブローカーを通じて上海証券取引所に上場されている特定の投資適格株式の売買を行うことができる。かかる投資適格株式には、上海180指数(SSE 180)および上海380指数(SSE 380)に含まれる株式、ならびにこれらの各指数には含まれていないものの対応するH株が香港証券取引所に上場されているすべての上海証券取引所上場中国A株が含まれる。ただし、以下のものを除く。

- ・人民元で取引されていない上海証券取引所上場株式
- ・「リスク警告ボード」に含まれる上海証券取引所上場株式

投資適格株式の一覧は、見直されることになっている。

取引は、随時公布される規則に従い行われる。上海・香港ストック・コネクトの下で行われる取引は、1日当たりの投資枠(以下「日次投資枠」という。)に服する。上海・香港ストック・コネクトの下のノースバウンド上海トレーディング・リンクおよびサウスバウンド香港トレーディング・リンクは、それぞれの日次投資枠に服する。日次投資枠については、ストック・コネクトの下で行われる日々の国際的取引の買付純額に対して上限が設けられている。

深セン・香港ストック・コネクトは、深セン・香港ストック・コネクトの下のノースバウンド深セン・トレーディング・リンクおよびサウスバウンド香港トレーディング・リンクにより構成されている。ノースバウンド深セン・トレーディング・リンクの下で、香港および海外の投資者(適用ある場合、ストック・コネクト・ファンドを含む。)は、香港のブローカーおよび香港証券取引所により設立された証券会社を通じ、深セン証券取引所に売買注文を送付することにより、深セン証券取引所に上場されている投資適格の中国A株の売買を行うことができる。深セン・香港ストック・コネクトの下のサウスバウンド香港トレーディング・リンクの下で、中国の投資者は、香港証券取引所に上場されている特定の株式の売買を行うことができる。

深セン・香港ストック・コネクトの下で、ストック・コネクト・ファンドは、香港のブローカーを通じて深セン証券取引所に上場されている特定の投資適格株式の売買を行うことができる。これらの株式には、時価総額が60億人民元以上の深セン証券取引所コンポーネント・インデックスおよび深セン証券取引所スモール/ミッド・キャップ・イノベーション・インデックスの構成銘柄ならびに中国A株および中国H株の両方を発行している企業の深セン証券取引所上場株式すべてが含まれる。ノースバウンド深セン・トレーディング・リンクの初期段階においては、ノースバウンド深セン・トレーディング・リンクの下で深セン証券取引所のチャイネクスト・ボードに上場された株式を売買する資格を有する投資者は、関連する香港の規則および規制に定義される特定機関投資家に限定される。

投資適格株式の一覧は、随時見直されることになっている。

取引は、随時公布される規則に従い行われる。深セン・香港ストック・コネクトの下で行われる取引は、日次投資枠に服する。深セン・香港ストック・コネクトの下のノースバウンド深セン・トレーディング・リンクおよびサウスバウンド香港トレーディング・リンクは、それぞれの日次投資枠に服する。日次投資枠については、深セン・香港ストック・コネクトの下で行われる日々の国際的取引の買付純額に対して上限が設けられている。

香港取引所の100%子会社である香港証券決済機構およびチャイナクリアは、それぞれの市場参加者および投資者によって行われる売買について、決済、清算を行い、保管業務、ノミニー業務その他の売買に関連する業務を提供する責任を負う。ストック・コネクトを通じて取引される中国A株について株券は発行されておらず、投資者が中国A株の株券を物理的に保有することはない。

香港証券決済機構は、チャイナクリアの混蔵保管株式口座内の上海証券取引所および深セン証券取引所の上場有価証券につき所有権を有さないが、上海証券取引所および深セン証券取引所の上場会社の株式登録機関であるチャイナクリアは、上海証券取引所および深セン証券取引所の上場有価証券について香港証券決済機構が企業活動に関する株主権の行使を取り扱う場合、香港証券決済機構をその上場有価証券の株主として取り扱う。

(中略)

ストック・コネクトの下で、香港および海外の投資者は、上海証券取引所の上場有価証券および深セン証券取引所の上場有価証券の売買および決済を行う際には、上海証券取引所、深セン証券取引所、チャイナクリア、香港証券決済機構または関連する中国本土の当局により課される手数料および賦課金に服する。取引手数料および賦課金に関する詳細情報は、ウェブサイト ([http://www.hkex.com.hk/eng/market/sec\\_tradinfra/chinaconnect/chinaconnect.htm](http://www.hkex.com.hk/eng/market/sec_tradinfra/chinaconnect/chinaconnect.htm)) において入手可能である。

(後略)

<変更後>

(前略)

該当ファンドの投資対象は、以下のとおりである。

( ) アジアン・ドラゴン・ファンド

(中略)

サブ・ファンドは、Q F Iアクセス・ファンドおよびストック・コネクト・ファンドであり、Q F I制度および/またはストック・コネクトを通じて投資することにより、総資産のうち合計で最大20%を中国に直接投資することができる。

なお、アジアン・ドラゴン・ファンドは、以下の投資ルールが適用される。

(中略)

- ・ 「人民元」という用語が使用される場合、オフショア人民元市場(CNH)を通じた投資への言及である(Q F I制度(すなわち、オンショア人民元市場(CNY))を通じて投資が行われた場合を除く。 )。

(中略)

金融市場庁(Autorité des marchés financiers)(AMF)

USガバメント・モーゲージ・インパクト・ファンドは、持続可能な投資に関するAMF規則に適合していると分類されている。

## Q F I 投資

現行の中国法の下では、一部の例外を除き、中国国外の特定の法域内に拠点を置く投資者は、適格外国機関投資家(以下「Q F I」という。)としての地位を得るため、中国証券監督管理委員会に対し申請を行うことができる。Q F Iの資格を得た投資者は、中国国家外貨管理局に登録し中国の投資適格株式に対し直接投資をすることができる。ブラックロック・アセット・マネジメント・ノースアジア・リミテッド(以下「B A M N A」という。)は、Q F Iの資格を得ており、Q F Iアクセス・ファンドであるアジアン・ドラゴン・ファンドは、直接中国国内の投資適格株式へのアクセスが可能となり、B A M N AのQ F Iとしての地位を通じてQ F I適格投資に直接投資することができる。ブラックロックのその他の法人が随時Q F Iの資格を得ることも想定され、その場合、それらの法人もまたQ F Iアクセス・ファンドにQ F I適格投資に直接投資させることができる。

S F Cにより認可されたQ F Iアクセス・ファンドについて、運用会社は、Q F Iアクセス・ファンドがQ F I制度を通じて投資する前に、中国における法律顧問の意見書(以下「中国法律意見書」という。)を取得する。運用会社は、中国法に基づき、各Q F Iアクセス・ファンドについて、中国法律意見書に以下の内容が含まれていることを確認する。

- (a) 関連する受託銀行により開設され、Q F I 保管銀行により管理される証券取引口座、および Q F I 保管銀行の人民元特別預金口座（以下、それぞれ「Q F I 証券取引口座」および「人民元預金口座」という。）は、中国において適用のあるすべての法令に基づき、また中国のすべての所轄官庁による承認を受け、Q F I と Q F I アクセス・ファンドの共同名義において開設され、Q F I アクセス・ファンドのために使用することをその唯一の目的としていること。
- (b) Q F I アクセス・ファンドの Q F I 証券取引口座内の資産は、( ) Q F I アクセス・ファンドが単独で保有する資産であること、ならびに( ) Q F I (Q F I の資格保有者)、保管銀行もしくは Q F I 保管銀行および中国のその他のブローカーの固有財産、ならびに Q F I (Q F I の資格保有者)、保管銀行、Q F I 保管銀行および中国のその他のブローカーの顧客の財産と分別管理されていること。
- (c) 人民元預金口座内の資産は、( ) Q F I 保管銀行の Q F I アクセス・ファンドに対する無担保債務となること、ならびに( ) Q F I (Q F I の資格保有者) および中国のその他のブローカーの固有財産、ならびに Q F I (Q F I の資格保有者) および中国のその他のブローカーの顧客の財産と分別管理されていること。
- (d) ファンドが、Q F I アクセス・ファンドの Q F I 証券取引口座内の資産および人民元預金口座内の預金額に相当する負債について、Q F I アクセス・ファンドに代わり有効な所有権を有する唯一の法人であること。
- (e) Q F I または中国のブローカーが清算された場合、Q F I アクセス・ファンドの Q F I 証券取引口座および人民元預金口座内の資産は、中国国内における清算において Q F I または当該ブローカーの清算対象資産とならないこと。
- (f) Q F I 保管銀行が清算された場合、( ) Q F I アクセス・ファンドの Q F I 証券取引口座内の資産は、中国国内における清算において Q F I 保管銀行の清算対象資産とならないこと、および( ) Q F I アクセス・ファンドの人民元預金口座内の資産は、中国国内における清算において Q F I 保管銀行の清算対象資産となり、Q F I アクセス・ファンドは人民元預金口座内の預金額について Q F I 保管銀行に対する無担保債権者となること。

#### Q F I 保管銀行

保管銀行は、合意に基づき決定した特定の市場（中国を含む。）における顧客の投資資産の保管業務を委託する目的（以下「グローバル・カストディ・ネットワーク」という。）で、副保管契約により Q F I 保管銀行をその副保管銀行として任命した。

現行の Q F I 規則では、Q F I は複数の Q F I 保管銀行を任命することができる。

保管銀行は、U C I T S の保管銀行としての義務に基づき、（前記のとおり）顧客（ファンドを含む。）の中国国内の投資資産を保管するためにグローバル・カストディ・ネットワークを確立したが、Q F I 規則は別途、Q F I 制度に係る投資資産の保管および現金の保管、ならびに為替管理規制上の要請への対応のため、中国国内で Q F I の保管銀行を任命することをすべての Q F I に義務付けている。したがって、Q F I 規則の要請を満たすため、Q F I は、Q F I 保管銀行との間で別途契約を締結し（以下、「Q F I 保管契約」という。）、Q F I 制度を通じて取得した Q F I アクセス・ファンドの資産の中国国内における保管銀行として Q F I 保管銀行を任命する予定である。

（中略）

#### ストック・コネクト

（中略）

上海・香港ストック・コネクトは、上海・香港ストック・コネクトの下でノースバウンド上海トレーディング・リンクおよびサウスバウンド香港トレーディング・リンクにより構成されている。ノースバウンド上海トレーディング・リンクの下で、香港および海外の投資者（ストック・コネクト・ファンドであるアジア・ドラゴン・ファンドを含む。）は、香港のブローカーおよび香港証券取引所により設立された証券会社を通じ、上海証券取引所に売買注文を送付することにより、上海証券取引所に上場されている投資適格を有する証券の売買を行うことができる。上海・香港ストック・コネクトの下のサウ

スバウンド香港トレーディング・リンクの下で、中国の投資者は、香港証券取引所に上場されている特定の証券の売買を行うことができる。

上海・香港ストック・コネクトの下で、ストック・コネクト・ファンドは、香港のブローカーを通じて上海証券取引所に上場されている特定の投資適格証券(以下「SSE証券」という。)の売買を行うことができる。かかる投資適格証券には、随時上海180指数(SSE 180)および上海380指数(SSE 380)に含まれる株式、ならびにこれらの各指数には含まれていないものの対応するH株が香港証券取引所に上場されているすべての上海証券取引所上場中国A株が含まれる。ただし、以下のものを除く。

- ・人民元で取引されていない上海証券取引所上場株式
- ・「リスク警告ボード」に含まれる上海証券取引所上場株式

また、香港および海外の投資者は、定期的な審査で該当する基準を満たし、上海・香港ストック・コネクトのノースバウンド取引適格ETFとして認められた、上海証券取引所上場の適格ETFにつき取引することができる。ノースバウンド取引適格ETFを決定するための定期的な審査は、6か月ごとに行われる。

投資適格証券のリストは、中国の規制当局による審査および承認を経て、随時変更されることがある。

取引は、随時公布される規則に従い行われる。上海・香港ストック・コネクトの下で行われる取引は、1日当たりの投資枠(以下「日次投資枠」という。)に服する。上海・香港ストック・コネクトの下のノースバウンド上海トレーディング・リンクおよびサウスバウンド香港トレーディング・リンクは、それぞれの日次投資枠に服する。日次投資枠については、ストック・コネクトの下で行われる日々の国際的取引の買付純額に対して上限が設けられている。

深セン・香港ストック・コネクトは、深セン・香港ストック・コネクトの下のノースバウンド深セン・トレーディング・リンクおよびサウスバウンド香港トレーディング・リンクにより構成されている。ノースバウンド深セン・トレーディング・リンクの下で、香港および海外の投資者(適用ある場合、ストック・コネクト・ファンドを含む。)は、香港のブローカーおよび香港証券取引所により設立された証券会社を通じ、深セン証券取引所に売買注文を送付することにより、深セン証券取引所に上場されている投資適格を有する証券の売買を行うことができる。深セン・香港ストック・コネクトの下のサウスバウンド香港トレーディング・リンクの下で、中国の投資者は、香港証券取引所に上場されている特定の証券の売買を行うことができる。

深セン・香港ストック・コネクトの下で、ストック・コネクト・ファンドは、香港のブローカーを通じて深セン証券取引所に上場されている特定の投資適格証券(以下「SZSE証券」という。)の売買を行うことができる。かかる投資適格証券には、時価総額が60億人民元以上の深セン証券取引所コンポーネント・インデックスおよび深セン証券取引所スモール/ミッド・キャップ・イノベーション・インデックスの構成銘柄ならびに中国A株および中国H株の両方を発行している企業の深セン証券取引所上場株式すべてが含まれる。ノースバウンド深セン・トレーディング・リンクの初期段階においては、ノースバウンド深セン・トレーディング・リンクの下で深セン証券取引所のチャイネクスト・ボードに上場された証券を売買する適格性を有する投資者は、関連する香港の規則および規制に定義される特定機関投資家に限定される。

また、香港および海外の投資者は、定期的な審査で該当する基準を満たし、深セン・香港ストック・コネクトのノースバウンド取引適格ETFとして認められた、深セン証券取引所上場の適格ETFにつき取引することができる。ノースバウンド取引適格ETFを決定するための定期的な審査は、6か月ごとに行われる。

投資適格証券のリストは、中国の規制当局による審査および承認を経て、随時変更されることがある。

取引は、随時公布される規則に従い行われる。深セン・香港ストック・コネクトの下で行われる取引は、日次投資枠に服する。深セン・香港ストック・コネクトの下のノースバウンド深セン・トレーディング・リンクおよびサウスバウンド香港トレーディング・リンクは、それぞれの日次投資枠に服する。

日次投資枠については、深セン・香港ストック・コネクトの下で行われる日々の国際的取引の買付純額に対して上限が設けられている。

香港取引所の100%子会社である香港証券決済機構およびチャイナクリアは、それぞれの市場参加者および投資者によって行われる売買について、決済、清算を行い、保管業務、ノミニー業務その他の売買に関連する業務を提供する責任を負う。ストック・コネクトを通じて取引されるSSE証券およびSZSE証券について株券は発行されておらず、投資者が証券を物理的に保有することはない。

香港証券決済機構は、チャイナクリアの混蔵保管株式口座内のSSE証券およびSZSE証券につき所有権を有さないが、SSE証券およびSZSE証券の株式登録機関であるチャイナクリアは、SSE証券およびSZSE証券について香港証券決済機構が企業活動に関する株主権の行使を取り扱う場合、香港証券決済機構をその保有者として取り扱う。

(中略)

ストック・コネクトの下で、香港および海外の投資者は、SSE証券およびSZSE証券の売買および決済を行う際には、上海証券取引所、深セン証券取引所、チャイナクリア、香港証券決済機構または関連する中国本土の当局により課される手数料および賦課金に服する。取引手数料および賦課金に関する詳細情報は、ウェブサイト([https://www.hkex.com.hk/mutual-market/stock-connect?sc\\_lang=en](https://www.hkex.com.hk/mutual-market/stock-connect?sc_lang=en))において入手可能である。

(後略)

### (3) 分配方針

<変更前>

(前略)

#### 配当の計算

(中略)

基準額以上分配型投資証券	<p>配当は、一定期間(取締役会により随時決定される。)の予想総収益に基づき、年ベースで分配基準額以上の四半期毎の配当を投資主に提供することを目標として、取締役会の裁量により計算される。サブ・ファンドの資産につき生み出された収益が年ベースで分配基準額を超える場合には、四半期毎の配当が分配基準額を超えることがある。</p> <p>配当が年ベースで分配基準額以上となることを確保するため、取締役会の裁量により、元本、純実現および純未実現キャピタル・ゲインを配当することができる。これにより、元本成長の可能性が低まることがある。</p> <p>配当は、四半期末に所有していた投資証券口数に基づき四半期毎に(各暦四半期の最終営業日に)計算され、投資主に分配される。</p>
基準額以上純実現キャピタル・ゲイン分配型投資証券	<p>配当は、一定期間(取締役会により随時決定される。)の予想総収益に基づき、年ベースで分配基準額以上の四半期毎の配当を投資主に提供することを目標として、取締役会の裁量により計算される。サブ・ファンドの資産につき生み出された収益が年ベースで分配基準額を超える場合には、四半期毎の配当が分配基準額を超えることがある。</p> <p>配当が年ベースで分配基準額以上となることを確保するため、取締役会の裁量により、純実現キャピタル・ゲインを配当することができる。これにより、元本成長の可能性が低まることがある。</p> <p>配当は、四半期末に所有していた投資証券口数に基づき四半期毎に(各暦四半期の最終営業日に)計算され、投資主に分配される。</p>

(後略)

<変更後>

(前略)

#### 配当の計算

(中略)



基準額以上分配型投資証券	<p>配当は、一定期間（取締役会により随時決定される。）の予想総収益に基づき、年ベースで分配基準額以上の四半期毎の配当を投資主に提供することを目標として、取締役会の裁量により計算される。サブ・ファンドの資産につき生み出された収益が年ベースで分配基準額を超える場合には、四半期毎の配当が分配基準額を超えることがある。</p> <p>配当が年ベースで分配基準額以上となることを確保するため、取締役会の裁量により、元本、純実現および純未実現キャピタル・ゲインを配当することができる。これにより、元本成長の可能性が低まることもある。</p> <p>配当は、四半期末に所有していた投資証券口数に基づき四半期毎に（各暦四半期の最終営業日に）計算され、投資主に分配される。</p>
未収収益以上分配型投資証券	<p>配当は、一定期間（取締役会により随時決定される。）の予想総収益と純実現キャピタル・ゲインの合計に基づき、年ベースで稼得された未収収益以上となる四半期毎の配当を投資主に提供することを目標として、取締役会の裁量により計算される。</p> <p>取締役会の裁量により、元本ならびに純実現および未実現キャピタル・ゲインを配当することができる。これにより、元本成長の可能性が低まることもある。</p> <p>配当は、四半期末に所有していた投資証券口数に基づき四半期毎に（各暦四半期の最終営業日に）計算され、投資主に分配される。</p>

（後略）

#### （４） 投資制限

<変更前>

（前略）

2.5 サブ・ファンドは、付随的流動資産を保有することができる。

2.6 サブ・ファンドは、下記の制限を超えて一発行体に投資してはならない。

（中略）

2.8 ファンドは、

2.8.1 同一発行体の無議決権株式を10%以上取得してはならない。

（中略）

3.8 店頭金融派生商品取引および効率的なポートフォリオ運用技法のための担保の運用

3.8.1 店頭金融派生商品取引およびレポ取引または証券貸付契約等の効率的なポートフォリオ運用技法に関して取得される担保（以下「担保」という。）は、以下の基準を遵守しなければならない。

（中略）

（e）分散化：担保は、ある発行体に対する最大エクスポージャーをファンドの純資産価額の20%として、国、市場および発行体の点において十分に分散されることを要する。サブ・ファンドが様々な取引相手方にさらされる場合、一発行体に対する20%のエクスポージャー制限を計算するために、様々な担保のバスケットは合算されることを要する。

（f）即時の利用可能性：担保は、取引相手方への照会または取引相手方からの承諾なしに、いつでもファンドが完全に実行できなければならない。

（後略）

<変更後>

（前略）

2.5 サブ・ファンドは、経常的もしくは例外的な支払に対応するため、または2010年法第41条第1項に規定された適格資産への再投資に必要な時点において、または不利な市況が生じた場合に厳密に必要な期間において、20%を超えない付随的流動資産（いつでも利用できる銀行の当座預金「一覧払預金」に保有されている現金等）を保有することができる。この制限は、（深刻な金融市場の崩壊等、非常に不利な市況において）取締役会が投資主のために最善と判断した場合、厳密に必要な期間に限り、一時的に超過することができる。

2.6 サブ・ファンドは、下記の制限を超えて一発行体に投資してはならない。

(中略)

2.8 各サブ・ファンドは、

2.8.1 同一発行体の無議決権株式を10%以上取得してはならない。

(中略)

3.8 店頭金融派生商品取引および効率的なポートフォリオ運用技法のための担保の運用

3.8.1 店頭金融派生商品取引およびレポ取引または証券貸付契約等の効率的なポートフォリオ運用技法に関して取得される担保(以下「担保」という。)は、以下の基準を遵守しなければならない。

(中略)

(e) 分散化：担保は、ある発行体に対する最大エクスポージャーをファンドの純資産価額の20%として、国、市場および発行体の点において十分に分散されることを要する。サブ・ファンドが様々な取引相手方にさらされる場合、一発行体に対する20%のエクスポージャー制限を計算するために、様々な担保のバスケットは合算されることを要する。サブ・ファンドは、EU加盟国およびEU加盟国の地方公共団体、ならびに上記2.6.4に定める非加盟国および公的国際機関が発行または保証する、複数の譲渡性のある証券および短期金融商品により、完全に担保されることが可能である。この場合、サブ・ファンドは、少なくとも6つの異なる銘柄の証券を受け取ることを要し、また、単一銘柄の証券が当該サブ・ファンドの純資産価額の30%を超えてはならない。

(f) 即時の利用可能性：担保は、取引相手方への照会または取引相手方からの承諾なしに、いつでもファンドが完全に実行できなければならない。

(後略)

## 別紙 1

## 定 義

&lt; 変更前 &gt;

(前略)

「C I B Mファンド」

アジアン・ハイ・イールド・ボンド・ファンド、アジア  
ン・マルチアセット・インカム・ファンド、アジア  
ン・タイガー・ボンド・ファンド、チャイナ・オンショア・ボン  
ド・ファンド、ダイナミック・ハイ・インカム・ファン  
ド、エマージング・マーケット・ボンド・ファンド、エ  
マージング・マーケット・コーポレート・ボンド・ファン  
ド、エマージング・マーケット・インパクト・ボンド・  
ファンド、エマージング・マーケット・ローカル・カレン  
シー・ボンド・ファンド、E S Gグローバル・マルチア  
セット・インカム・ファンド、E S Gマルチアセット・  
ファンド、フィクスト・インカム・グローバル・オポチュ  
ニティーズ・ファンド、チャイナ・ボンド・ファンド、グ  
ローバル・アロケーション・ファンド、グローバル・コン  
サパティブ・インカム・ファンド、グローバル・コーポ  
レート・ボンド・ファンド、グローバル・ガバメント・ボ  
ンド・ファンド、グローバル・マルチアセット・インカ  
ム・ファンド、サステイナブル・アジアン・ボンド・ファ  
ンド、サステイナブル・エマージング・マーケット・ブレ  
ンデッド・ボンド・ファンド、サステイナブル・エマー  
ジング・マーケット・ボンド・ファンド、サステイナブル・  
エマージング・マーケット・コーポレート・ボンド・ファ  
ンド、サステイナブル・エマージング・マーケット・ロー  
カル・カレンシー・ボンド・ファンド、サステイナブル・  
フィクスト・インカム・グローバル・オポチュニティー  
ズ・ファンド、サステイナブル・グローバル・ボンド・イ  
ンカム・ファンド、USドル・ボンド・ファンド、USド  
ル・ショート・デュレーション・ボンド・ファンドおよび  
ワールド・ボンド・ファンドをいう。

(中略)

「英文目論見書」

随時改訂、修正または補完される英文の販売目論見書をい  
う。

「Q F I I」

適格外国機関投資家をいう。

「リザーブ・ファンド」	ユーロ・リザーブ・ファンドおよび米ドル・リザーブ・ファンドをいう。ユーロ・リザーブ・ファンドおよび米ドル・リザーブ・ファンドは、MMF規則に基づく「短期変動純資産価格MMF」(短期MMF)である。ユーロ・リザーブ・ファンドおよび米ドル・リザーブ・ファンドの投資目的は、この分類を遵守したものとなる予定である。
「人民元」	中国の通貨をいう。
「 <u>RQFII</u> 」	<u>人民元適格外国機関投資家をいう。</u>
「 <u>RQFII</u> アクセス・ファンド」	アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド、アジア・パシフィック・エクイティ・インカム・ファンド、アジア・ドラゴン・ファンド、アジア・グロース・リーダーズ・ファンド、アジア・マルチアセット・インカム・ファンド、アジア・タイガー・ボンド・ファンド、チャイナ・ボンド・ファンド、チャイナ・フレキシブル・エクイティ・ファンド、チャイナ・ファンド、チャイナ・インパクト・ファンド、チャイナ・オンショア・ボンド・ファンド、エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド、マルチ・テーマ・エクイティ・ファンド、サステナブル・アジア・ボンド・ファンドおよびシステムチック・チャイナ・A株式・オポチュニティーズ・ファンドをいう。
「 <u>RQFII</u> カストディアン」	HSBCバンク(チャイナ)カンパニー・リミテッド、または <u>RQFII</u> 制度を通じて取得した中国A株および/もしくはオンショア人民元債の当該ファンドについてサブ・カストディアンに任命されたものをいう。
「 <u>RQFII</u> ライセンス」	適格な中国の有価証券への <u>RQFII</u> 制度を通じた投資を可能にする、中国国外の特定の法域に本拠を置く法人に対して中国証券監督管理委員会より付与されるライセンスをいう。
「 <u>RQFII</u> ライセンス保有者」	<u>RQFII</u> ライセンスの保有者をいう。
「SAFE」	中国の国家外貨管理局をいう。 (中略)

## 「ストック・コネクト・ファンド」

アジア・パシフィック・エクイティ・インカム・ファンド、アジア・ドラゴン・ファンド、アジア・グロース・リーダーズ・ファンド、アジア・マルチアセット・インカム・ファンド、アジア・サステイナブル・エクイティ・ファンド、チャイナ・フレキシブル・エクイティ・ファンド、チャイナ・ファンド、チャイナ・インパクト・ファンド、チャイナ・イノベーション・ファンド、サーキュラー・エコノミー・ファンド、クライメイト・アクション・エクイティ・ファンド、クライメイト・アクション・マルチアセット・ファンド、ダイナミック・ハイ・インカム・ファンド、エマージング・マーケット・エクイティ・インカム・ファンド、エマージング・マーケット・ファンド、エマージング・マーケット・サステイナブル・エクイティ・ファンド、ESGグローバル・コンサバティブ・インカム・ファンド、ESGグローバル・マルチアセット・インカム・ファンド、ESGマルチアセット・ファンド、フィンテック・ファンド、フューチャー・コンシューマー・ファンド、フューチャー・オブ・トランスポート・ファンド、グローバル・アロケーション・ファンド、グローバル・ダイナミック・エクイティ・ファンド、グローバル・エクイティ・インカム・ファンド、グローバル・マルチアセット・インカム・ファンド、グローバル・ロング・ホライズン・エクイティ・ファンド、マルチ・テーマ・エクイティ・ファンド、ナチュラル・リソース・グロース・アンド・インカム・ファンド、ネクスト・ジェネレーション・ヘルスケア・ファンド、ネクスト・ジェネレーション・テクノロジー・ファンド、ニュートリション・ファンド、サステイナブル・エネルギー・ファンド、サステイナブル・グローバル・インフラストラクチャー・ファンド、システムチック・チャイナ・A株式・オポチュニティーズ・ファンド、システムチック・グローバル・エクイティ・ハイ・インカム・ファンド、システムチック・グローバル・スモールキャップ・ファンド、ワールド・エネルギー・ファンド、ワールド・フィナンシャルズ・ファンド、ワールド・ゴールド・ファンド、ワールド・ヘルスサイエンス・ファンド、ワールド・マイニング・ファンド、ワールド・リアル・エステート・セキュリティーズ・ファンドおよびワールド・テクノロジー・ファンドをいう。

(後略)

< 変更後 >

「C I B Mファンド」

(前略)

アジアン・ハイ・イールド・ボンド・ファンド、アジア  
ン・マルチアセット・インカム・ファンド、アジアン・タ  
イガー・ボンド・ファンド、チャイナ・オンショア・ボン  
ド・ファンド、クライメイト・グローバル・コーポレー  
ト・ボンド・ファンド、ダイナミック・ハイ・インカム・  
ファンド、エマージング・マーケット・ボンド・ファン  
ド、エマージング・マーケット・コーポレート・ボンド・  
ファンド、エマージング・マーケット・インパクト・ボン  
ド・ファンド、エマージング・マーケット・ローカル・カ  
レンシー・ボンド・ファンド、ESGグローバル・マルチ  
アセット・インカム・ファンド、ESGマルチアセット・  
ファンド、フィクスト・インカム・グローバル・オポチュ  
ニティーズ・ファンド、チャイナ・ボンド・ファンド、グ  
ローバル・アロケーション・ファンド、グローバル・コン  
サバティブ・インカム・ファンド、グローバル・コーポ  
レート・ボンド・ファンド、グローバル・ガバメント・ボ  
ンド・ファンド、グローバル・マルチアセット・インカ  
ム・ファンド、インパクト・ボンド・ファンド、サステイ  
ナブル・アジアン・ボンド・ファンド、サステイナブル・  
エマージング・マーケット・ブレンデッド・ボンド・ファ  
ンド、サステイナブル・エマージング・マーケット・ボン  
ド・ファンド、サステイナブル・エマージング・マーケッ  
ツ・コーポレート・ボンド・ファンド、サステイナブル・  
エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボン  
ド・ファンド、サステイナブル・フィクスト・インカム・  
グローバル・オポチュニティーズ・ファンド、サステイナ  
ブル・グローバル・ボンド・インカム・ファンド、サステ  
イナブル・グローバル・アロケーション・ファンド、サステ  
イナブル・ワールド・ボンド・ファンド、システムチッ  
ク・グローバル・サステイナブル・インカム&グロース・  
ファンド、USドル・ボンド・ファンドおよびUSドル・  
ショート・デュレーション・ボンド・ファンドをいう。

(中略)

「英文目論見書」

随時改訂、修正または補完される英文の販売目論見書をい  
う。

「リザーブ・ファンド」	ユーロ・リザーブ・ファンドおよび米ドル・リザーブ・ファンドをいう。ユーロ・リザーブ・ファンドおよび米ドル・リザーブ・ファンドは、MMF規則に基づく「短期変動純資産価格MMF」(短期MMF)である。ユーロ・リザーブ・ファンドおよび米ドル・リザーブ・ファンドの投資目的は、この分類を遵守したものとなる予定である。
「人民元」	中国の通貨をいう。
「 <u>QFI</u> 」	<u>随時改正される中国の関連する規制に従い承認された適格外国投資家(該当する場合、適格外国機関投資家(以下「<u>QFII</u>」という。))および人民元適格外国機関投資家(以下「<u>RQFII</u>」という。))を含む。</u> をいう。
「 <u>QFI</u> アクセス・ファンド」	アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド、アジア・パシフィック・エクイティ・インカム・ファンド、アジア・ドラゴン・ファンド、アジア・グロース・リーダーズ・ファンド、アジア・マルチアセット・インカム・ファンド、アジア・タイガー・ボンド・ファンド、チャイナ・ボンド・ファンド、チャイナ・フレキシブル・エクイティ・ファンド、チャイナ・ファンド、チャイナ・インパクト・ファンド、チャイナ・オンショア・ボンド・ファンド、エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド、マルチ・テーマ・エクイティ・ファンド、サステナブル・アジア・ボンド・ファンドおよびシステムチック・チャイナ・A株式・オポチュニティーズ・ファンドをいう。
「 <u>QFI</u> カストディアン」	HSBCバンク(チャイナ)カンパニー・リミテッド、または <u>QFI</u> 制度を通じて取得した中国A株および/もしくはオンショア人民元債の当該ファンドについてサブ・カストディアンに任命されたものをいう。
「 <u>QFI</u> ライセンス」	適格な中国の有価証券への <u>QFI</u> 制度を通じた投資を可能にする、中国国外の特定の法域に本拠を置く法人に対して中国証券監督管理委員会より付与されるライセンスをいう。
「 <u>QFI</u> ライセンス保有者」	<u>QFI</u> ライセンスの保有者をいう。
「SAFE」	中国の国家外貨管理局をいう。 (中略)

## 「ストック・コネクト・ファンド」

アジア・パシフィック・エクイティ・インカム・ファンド、アジア・ドラゴン・ファンド、アジア・グロース・リーダーズ・ファンド、アジア・マルチアセット・インカム・ファンド、アジア・サステイナブル・エクイティ・ファンド、チャイナ・フレキシブル・エクイティ・ファンド、チャイナ・ファンド、チャイナ・インパクト・ファンド、チャイナ・イノベーション・ファンド、サーキュラー・エコノミー・ファンド、クライメイト・アクション・エクイティ・ファンド、クライメイト・アクション・マルチアセット・ファンド、クライメイト・グローバル・コーポレート・ボンド・ファンド、ダイナミック・ハイ・インカム・ファンド、エマージング・マーケッツ・エクイティ・インカム・ファンド、エマージング・マーケッツ・ファンド、エマージング・マーケッツ・サステイナブル・エクイティ・ファンド、ESGグローバル・コンサバティブ・インカム・ファンド、ESGグローバル・マルチアセット・インカム・ファンド、ESGマルチアセット・ファンド、フィンテック・ファンド、フューチャー・コンシューマー・ファンド、フューチャー・オブ・トランスポート・ファンド、グローバル・アロケーション・ファンド、グローバル・ダイナミック・エクイティ・ファンド、グローバル・エクイティ・インカム・ファンド、グローバル・マルチアセット・インカム・ファンド、グローバル・ロング・ホライズン・エクイティ・ファンド、マルチ・テーマ・エクイティ・ファンド、ナチュラル・リソース・グロース・アンド・インカム・ファンド、ネクスト・ジェネレーション・ヘルスケア・ファンド、ネクスト・ジェネレーション・テクノロジー・ファンド、ニュートリション・ファンド、サステイナブル・エネルギー・ファンド、サステイナブル・グローバル・アロケーション・ファンド、サステイナブル・グローバル・インフラストラクチャー・ファンド、システムチック・チャイナ・A株式・オポチュニティーズ・ファンド、システムチック・グローバル・エクイティ・ハイ・インカム・ファンド、システムチック・グローバル・サステイナブル・インカム&グロース・ファンド、ワールド・エネルギー・ファンド、ワールド・フィナンシャルズ・ファンド、ワールド・ゴールド・ファンド、ワールド・ヘルスサイエンス・ファンド、ワールド・マイニング・ファンド、ワールド・リアル・エステート・セキュリティーズ・ファンドおよびワールド・テクノロジー・ファンドをいう。

(後略)



( 2 ) 当該変更の年月日

2022年12月15日